

2024（令和6）年

7月1日スタート



# 新発田市

## パートナーシップ・ファミリーシップ制度



新発田市では、性自認や性的指向にかかわらず、市民一人ひとりの多様な生き方や価値観が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことができる地域社会の実現をめざして、「新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始します。

### 新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

LGBTQなどの性的少数者のカップルが、お互いを人生のパートナーとして継続的に協力し合うことを届出することで、二人がパートナーシップ関係であることを市が証明する制度です。

パートナーシップの二人の親族等についても家族（ファミリーシップ）として届出ができます。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、様々な場面で差別や偏見、制限を受けている性的少数者の方々の困難や生きづらさを少しでも軽減し、自分らしい生き方に寄り添うとともに、多様な性のあり方への理解が広がることを目的としています。

### LGBTQとは

性自認（自分の性についての認識）や性的指向（恋愛感情の対象となる性別についての指向）について表す際、性的少数者とされる下記の人たちの頭文字を組み合わせた言葉です。

L レズビアン（恋愛の対象が同性の女性）

G ゲイ（恋愛の対象が同性の男性）

B バイセクシュアル（恋愛の対象が同性・異性両方の人）

T トランスジェンダー（出生時の性別と自分が認識する性別が異なる人）

Q クエスチョニング（自分の性別や恋愛対象となる性別が決まっていない人）

性の在り方は様々で、このほかにも多様な性が存在します。

## 制度を利用できる人

### ●パートナーシップ制度

次のすべてに該当する二人



- ①双方又は一方が性的少数者（※）  
※性自認が出生時の性と一致しない人または性的指向が異性に限らない人
- ②双方が成人（18歳）に達している
- ③双方または一方が市内に住民登録がある、または3か月以内に転入予定
- ④双方に配偶者や他にパートナーシップ関係にある人がいない
- ⑤双方が近親者（直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族）でない。（本人同士が養子縁組している場合を除く。）

### ●ファミリーシップ制度

パートナーシップの双方または一方の3親等以内の親族で、生計が同一であり、家族として協力し合う関係の人



## 利用できる制度・サービス

### <市の制度・サービス>

（令和6年7月1日現在）

### ●住民票の続柄の表記

希望により「縁故者」と表記することができます

### ●公営住宅への入居申込

家族として申込ができます

### ●軽自動車税の減免

同一生計の障がいのあるパートナーのために使用する軽自動車が対象です

### ●保育園の入園申込

家族として申込ができます

### ●犯罪被害者等見舞金

事実上婚姻関係と同様の事情にあった人として申請ができます

### ●結婚新生活支援補助金

夫婦世帯と同様に申請ができます

### ●U・Iターン促進住宅支援事業補助金（家賃補助）

夫婦世帯、子育て世帯と同様に申請ができます

## 市民・企業(事業者)の皆様へ

パートナーシップ・ファミリーシップ関係の証明として、届出された方へ「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受理証明書」および「証明カード」を交付します。

この制度は法的な効力や強制力を有するものではありませんが、二人の関係性を説明し、理解を得るためにカードを提示される場合があります。

この証明カードの提示を受けた方は、新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解の上、この制度を利用している方の性自認又は性的指向及びこの制度を利用していることについて、ご本人の同意なく第三者に伝えることのないようお願いいたします。

新発田市		＜見本＞	
パートナーシップ・ファミリーシップ証明カード			
パートナーシップである者			
新発田 あやめ		越後 さくら	
〇〇年 〇月 〇日生		△△年 △月 △日生	
【通称名を使用している場合の本名】			
通称名			
本名			
新発田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱に基づくパートナーシップである者（表面）及びファミリーシップである者（裏面に記載の場合）であることを証明します。			
〇〇年 △月 △日		新発田市長	

問合せ先 新発田市役所 人権啓発課

新潟県新発田市中央町 3-3-3（市役所本庁舎6階）

☎0254-28-9630 ✉ jinken@city.shibata.lg.jp



▲市ホームページ



詳しくは市のホームページを  
ご覧ください